

嘗て役の角仙足跡を著しより遂に修驗道の行所となれり、今にいたつて聖護三寶兩院の配下、爰に來て修行をなすこと曾て懈ることなし、其島都て三つあり、地島、沖島神島なり、其形をいはゞ地島沖島は鳥の翼を張れる勢をなして、譬へば左右の眉の人の面にあるがごとくしかり、神島は其眉のうへに、黒子を添たらんごとや、西南のかたに浮出たり、先加太にて舟をやとひ、直に牛が首にいたつて、上る所の者は是地島なり、陸にちかきをもて、さは呼べるなるべし、島の周廻やがて二里にも足りなん、青松蔚蔚として、曾て他の雜樹なし。○中略 神島は其周廻三百歩に過す。○下略

〔易林本節用集下〕紀伊、紀州、管七郡、南北四日半、三方海欠平地、五穀不熟、小下國也。

〔紀伊國名所圖會和歌山郡分之事〕

按するに、當國京畿を去ること遠からず、東北は和河泉州勢の四國に界を接し、西南は蒼海に濱せり、郡縣都而重嶺を隔て、鳥道を通じ、河水おののく分流して海に朝す、山河の險隘魚鹽の豐饒まことに天府の國といふべし。

〔和漢三才圖會紀伊〕和歌山或爲羽山、艮至江戸百四十六里、寅卯至播州大坂十一里半、同至和州高取田九里、乾至淡州新宮山四十里、亥子至本宮九里、至那智由良海上五里、有坂有渡、此間山口泉州堺、○中略州

自羽山行攝州大坂道凡五十町一里半、有坂、紀州

羽山ヨリ三里、一里半、此間有坂、有渡、

自羽山行伊勢山田道

海部郡和歌山至内原一里半、在三井寺、

内原二里、有藻層川藤白峰、此三井寺、

名草郡加茂谷一里二十五町、在海部名草二郡之境、

橋本

五里、有犬飼眞

自羽山至熊野三山道

羽山ヨリ三里、三軒屋四里、名手四里、橋本五里、村○中略